

令和2年第4回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和2年11月16日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第18号 専決処分の報告について（支払遅延に係る損害賠償）
日程第5 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度本巢市一般会計補正予算（第6号））
日程第6 議案第53号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第54号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第55号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第56号 財産の無償譲渡について（通称 浅木北町公園）
日程第10 議案第57号 損害賠償請求調停申立事件の損害賠償額を定め和解することについて
日程第11 議案第58号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
日程第12 議案第59号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第7号）について
日程第13 議案第60号 令和2年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第14 議案第61号 令和2年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第15 議案第62号 令和2年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第16 議案第63号 令和2年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第17 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	大野 一彦
教育長	川治 秀輝	総務部長	畑中和 徳
企画部長	洞口 博行	市民環境部長	久富 和浩
健康福祉部長	高橋 誠	産業建設部長	原 誠
林政部長	饗場 昌彦	上下水道部長	翠 直樹
教育委員会 事務局長	青山 英治	会計管理者	谷口 博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	成瀬 敏和	議会書記	大久保 守康
議会書記	山本 憲	議会書記	松井 俊英

開会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまから令和2年第4回本巢市議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 河村志信君と6番 澤村均君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月8日までの23日間とし、11月17日から11月25日、11月28日から12月7日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりにすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。
最初に、私より報告いたします。
それでは、出席しました会議につきまして報告させていただきます。
10月19日、会期を1日として令和2年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が岐阜市役所において開催をされました。会議では、会議録署名議員の指名の後、議案の審議に入りました。提出された議案は、令和元年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計歳入歳出決算認定についての1件であり、監査委員の審査意見を受けた後、審査を行いました。審議の結果、原案のとおり認定されました。
以上、報告とさせていただきます。
なお、会議等の資料につきましては、議会事務局に保管をしておりますので、申し出てください。

次に、議会だより編集特別委員会委員長 臼井悦子君。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第68号につきましては、11月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、9月に開かれました第3回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、席田小学校にて新型コロナウイルス感染症対策として、登校時に手洗いをする児童の写真に掲載しました。2ページからは、正・副議長挨拶、新たな議会構成、定例会で議決された補正予算と主な議案、令和元年度決算、代表質問、一般質問、委員会活動、審議結果、議員活動日誌の順に掲載しました。

今回は、令和2年9月29日、10月2日、10月12日、10月16日の計4回委員会を開催いたしました。次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、令和3年2月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（黒田芳弘君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

10番 臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

もとす広域連合議会報告をいたします。

令和2年第3回もとす広域連合議会定例会が会期を10月22日から11月2日までの12日間として、本巣市役所真正分庁舎において開催されました。

今定例会では、令和2年9月29日付で本巣市選出議員1名の辞職願による辞職に伴う選出議員に異動がありましたので、関係する常任委員会委員の選任が行われました。村瀬明義副議長辞職により欠員となった副議長職に私、臼井悦子が選出されました。

定例会に提出された議案は、専決処分の承認案件1件、条例の一部改正1件、令和元年度決算認定3件、令和2年度補正予算3件の計8件でした。

専決処分の承認については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免に関する規定を定めるため、専決によりもとす広域連合介護保険条例の一部が改正されました。

条例の一部改正案件については、もとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の1件であり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、令和元年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の決算認定3件については、それぞれ所管する常任委員会において審査が行われ、その後、本会議において審議され、原案のとおり認定されました。

次に、令和2年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算でございます。

この3件についても、それぞれ所管する常任委員会において審査が行われ、その後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、会議等の資料を御覧になりたい方は、議会事務局に保管してありますので、申し出てください。

○議長（黒田芳弘君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

さきの第3回定例会におきまして御報告を申し上げましたが、市内で第4例目の感染が8月9日に確認されて以降、感染者は幸いにも確認されておりません。しかしながら、全国的な感染状況を踏まえ、大きなイベントなど密を避けなければいけないことから、市の行事である10月の各地域市民運動会、11月の織部祭り、もとす遊RUNなどにつきましては、やむを得ず中止を決断したところでございます。

また、岐阜県におきましては、感染拡大が小康状態となった9月1日に第2波非常事態宣言は解除されましたが、このところ感染者は増加傾向にあり、日々感染者が確認されている状況でございます。市におきましても、新型コロナウイルス感染症対策本部を維持しまして、市民一人一人が警戒を緩めないよう呼びかけてまいりました。

なお、この9月1日には、知事以下県内42の全市町村長の共同によるストップ「コロナ・ハラスメント」宣言を発出し、新型コロナウイルスに対する恐怖心や誤解・偏見による差別等が起こらないよう注意喚起するとともに、感染した方への思いやりの立場や、医療従事者等関係者への感謝を表明し、その啓発活動を実施しております。このストップ「コロナ・ハラスメント」宣言の趣旨に沿い、市ホームページ等でも周知を行ってまいりました。

また、このほかアフターコロナの新たな社会・経済をつくることを目的に、岐阜県デジタルトランスフォーメーション戦略としまして、行政サービスや事業生産性の向上に資するためのデジタル施策を展開していくことが提言されました。この岐阜県DX戦略は、ペーパーレス化、対面・押印主義の見直し、ウェブ会議、オンライン申請など、県及び市町村行政、その他多岐にわたる分野のデジタル化を推進するものでございまして、市といたしましても、今後組織される予定であります岐阜県DX推進協議会に参加することを検討し、行政のデジタル化を推進し、感染症対策も踏まえた利便性の向上にも努めてまいりたいと考えております。

また、市として地域の消費活性化と市内の事業者を応援するために、市商工会が実施する1口1万1,000円で1万5,000円分利用できるプレミアム付商品券もとす応援券発行事業に支援をさせていただいております。第1弾では8月上旬に募集し、6,565人から申込みがあり、1万6,640セットの

販売となりました。第1弾が好評でありましたので、さらなる消費喚起を行うため、9月に新たに第2弾として追加販売を行いました。このときには、申込み対象者を16歳以上の市内在住者に加え、市内在勤者、在学者まで拡大しましたところ、8,152人から申込みがあり、2万1,712セットの販売となり、最終的に第1弾と第2弾を合わせ3万8,352セットの販売となりましたので、市内における経済効果は5億7,500万円余りになり、市内の事業所の支援にも大きな成果を得ることができたと考えております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、国内の1日当たりの感染者数が1,700人を超え、連日過去最多を更新するなど急増しており、第3波への警戒も叫ばれている状況となっております。今後も最大限の警戒を呼びかけ、市民の安全・安心のために、気を緩めることなく感染防止対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西周りルート内の市内の整備状況につきまして御報告申し上げます。

皆様も御存じのとおり、当市内の橋脚工事も見ええる形で工事が進み、工事現場周辺では何かと御不便をおかけしているとは思いますが、東海環状自動車道の一日も早い開通のため、市民の皆様には御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、4件の工事が進行中でございます。（仮称）本巣PA周辺の工事では、（仮称）本巣PAの盛土工事及び西部連絡道路をまたぐボックスカルバートの工事が施工中でございます。

また、（仮称）糸貫インターチェンジ周辺の工事では、橋台の施工が完了し、擁壁、盛土、用排水路及び市道の付け替え工事等が進められております。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、7件の工事が進行中でございます。橋梁の橋脚・橋台（計105基）の下部工の工事に着手しております。こちらの工事につきましても、着々と工事が進んでおります。また、残りの工事につきましても、準備が整い次第、順次工事発注をしていく予定であるとお聞きしております。

なお、今後発注が予定されております工事につきましては、岐阜国道事務所の発注分として、本巣PAに関連する道路建設工事1件、糸貫インターチェンジに関連する道路建設工事1件。また、中日本高速道路株式会社の発注分として、市内全域で橋台・橋脚（計96基）の橋梁下部工工事3件、橋梁上部工工事10件やトンネル工事1件の計14件の工事発注を予定しているとお聞きしております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施行に係る関係部署との調整など事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるように、インターチェンジへのアクセス道路の整備を県とともに進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、庁舎整備事業につきまして御報告を申し上げます。

庁舎の整備につきましては、9月議会定例会におきまして多くの議員の皆様の御賛同を得まして、新庁舎の位置を御決定いただいたことから、現在その具体的な整備に向けた調整、また手続を進め

ているところでございます。

この9月議会の折には、議員の皆様から多くの御意見をいただく中で、庁舎整備における手続に對しまして一部不手際があり、猛省を促す要請書をいただいたところでございますが、今後は議会の皆様にしっかりとした御説明を申し上げますとともに、御意見をいただきながら、よりよい庁舎の整備に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

今後の主な事業予定につきましては、年度内に事業認定を受け、新年度には用地取得と併せ、実施設計業務を進めていく予定でございます。

次に、本年度の市の表彰につきまして御報告を申し上げます。

市の表彰は、市政の振興に寄与され、多大な御貢献をされた方々を対象に毎年度表彰させていただいております。

本年度の表彰は、去る11月4日に贈呈式を挙行し、社会福祉功労3名の功労者表彰と、多額の御寄附をいただきました1名の方と1団体の方に善行者表彰を行いました。

また、BMXの全国大会、柔道形の世界大会でそれぞれすばらしい成績を収められました2名の方に特別表彰を行いました。

今後も市民協働を推進するため、市民活動を実施しておられる個人、団体等に対しまして、支援をしてみたいと考えております。

次に、中部ケーブルネットワーク株式会社との安全・安心なまちづくりに関する情報発信についての連携協定につきまして御報告を申し上げます。

さきの第3回定例会の一般質問におきまして、市民の安全・安心な暮らしの実現と、市民生活の利便性の向上等の推進を目的としまして、CCNetと連携し、防災情報や行政情報等を発信していく予定であることをお答えしたところでございます。

今後、CCNetにより開設が予定されております情報番組「安全・安心123チャンネル」におきまして、防災情報、行政情報のほか、災害時の緊急情報や防犯情報等の発信に関する事項について連携・協力を行うものでございますが、去る10月2日に行政情報、地域情報等の発信に関する連携協定を締結いたしましたので、御報告を申し上げます。

なお、現在は、道路や河川の状況を放映するためのライブカメラの設置場所等を検討し、選定を行っておりまして、今後においては、連携する情報等の内容の詳細について調整を行い、令和3年の夏頃の情報発信開始に向けて進めているところでございます。

次に、株式会社リトルクリエイティブセンターとのシティプロモーションに関する協定の締結につきまして御報告を申し上げます。

市では、首都圏に住む潜在的な移住希望者に対して本巢市の魅力を発信し、関係人口の創出及び移住者の増加を図るため、10月12日に都内に岐阜県の情報を発信するアンテナショップを運営する岐阜市のデザイン会社、株式会社リトルクリエイティブセンターとシティプロモーション事業推進に関する連携協定を締結いたしました。

今後は、同社が持つ様々なメディア、特にオンラインでの情報発信を活用しながら、本巢市の魅

力を効果的に発信し、本巢市に興味を持ってまちづくりに関わってくれる、いわゆる関係人口の創出や移住者を増やしていけるよう、官民連携で取り組んでまいります。

次に、令和2年第2回西濃環境整備組合議会定例会が10月5日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、西濃環境整備組合議会議長選挙について、西濃環境整備組合議会副議長選挙について、令和元年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定についての3件でございます。

まず、西濃環境整備組合議会議長選挙につきましては、選挙の結果、議長には大垣市議会議長の田中孝典氏が選任されました。

次に、西濃環境整備組合議会副議長選挙につきましては、選挙の結果、副議長には大垣市議会副議長の丸山新吾氏が選任されました。

最後に、令和元年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額14億1,319万1,612円、歳出総額13億5,198万3,621円でございます。歳出の主なものは、塵芥処理費10億5,170万2,277円及びごみ焼却施設整備等に係る地方債の償還に伴う公債費1億9,845万7,056円でございます。歳入歳出差引残額は6,120万7,991円となり、このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は6,020万7,000円でございます。また、監査委員から監査報告が行われた後、原案報告どおり認定されましたので御報告を申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本議員。

○8番（鏝本規之君）

ただいま市長からの行政報告等々聞いたところであります。その中に少し偽りと思われるような文章があったかと思っております。訂正を求めたいと思っております。

その内容については、もとまる商品券は好評につきというような報告がありましたけれども、私のところに来ている情報といいますと、まだかなりプレミアム商品券が残っているというふう聞いております。残っておるということについては、残っておるということですから人気はなかったということだというふうには思っておりますので、とてもじゃないですけど、好評というところについては削除をお願いするようお願いをいたします。終わり。

○議長（黒田芳弘君）

どうですかね。ニュアンスの違いやと思いますけど。

報告なんで、そういうふうで理解してください。お願いします。いいですか。

○8番（鏝本規之君）

はい。

○議長（黒田芳弘君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第18号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、報告第18号 専決処分の報告についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第18号 専決処分の報告について（支払遅延に係る損害賠償）でございます。

修繕業務における支払遅延につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年10月30日に損害賠償金を1,100円とする専決処分をしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第18号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、報告第18号 専決処分の報告についてでございます。支払遅延に係る損害賠償につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの2ページを御覧願います。

最初に事件の概要でございますが、本年7月1日に発注いたしました市営住宅のコーポねお202号室の便器取替え修繕業務におきまして、7月6日に完了し、完了確認後の7月10日に請求がありました16万4,780円の支払い処理を失念いたしましたことにより、相手方に対しまして遅延利息を損害賠償として支払いすることを10月30日に決定し、専決処分させていただいたものでございます。

相手方につきましては、本巢市根尾市場325番地、有限会社根尾テック、取締役 小野島裕司氏でございます。

損害賠償額につきましては、1,100円ございまして、支払遅延防止法に基づく今回の案件に係る支払いの時期につきましては、相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払うこととなっておりますことから、支払い期限であります8月8日の翌日から実際に支払いを行いました10月30日までの82日間に係る民法に規定する年3%の利率を乗じて得た額でございます。

なお、この損害賠償額に相当する額につきましては、国家賠償法の規定に基づき、当該職員に対し求償することといたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

以上で報告第18号の報告を終わります。

日程第5 報告第19号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第5、報告第19号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第19号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度本巢市一般会計補正予算（第6号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年10月9日、令和2年度本巢市一般会計補正予算（第6号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるところでございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第19号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、報告第19号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第6号）の専決処分につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの4ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第6号）を御覧願ひます。

この補正予算（第6号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連予算につきまして、10月9日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願ひます。

歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,770万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ219億5,379万9,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願ひます。

歳入の事項別明細書でございますが、まず上段の国庫支出金、国庫補助金の8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正額4,509万2,000円につきましては、プレミアム付商品券発行事業における商品券の追加発行事業費に対する4,436万円と、各小・中学校における宿泊での修学旅行が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことによる宿泊費などのキャンセル料に対する73万2,000円でございます。

その下の県支出金、県補助金の6目教育費県補助金、補正額261万4,000円につきましては、新型

コロナウイルス感染症の影響により宿泊を伴う修学旅行の実施が困難な状況の中、日帰りの行程で県内の魅力あふれる地域資源を活用して、見聞を広める機会を提供することを目的とした岐阜県の日帰り修学旅行支援事業費補助金でございます。

次に、7ページをお開き願います。

ここからは、歳出の事項別明細書でございます。

まず、一番上の商工費の2目商工振興費につきましては、額面1万5,000円の商品券を1万1,000円で販売するプレミアム付商品券3万セットの発行を予定した予算を計上いたしておりましたが、第1弾、第2弾を合わせ3万9,156セットの申込みがございましたことから、1万セットを追加し、販売するための商工会振興補助金4,436万1,000円の増額でございます。

その下の教育費、小学校費の2目教育振興費、補正額150万5,000円と、その下の中学校費の2目教育振興費、補正額184万9,000円につきましては、小・中学校における日帰り修学旅行支援事業として、県内の白川郷や関ヶ原古戦場記念館、岐阜県博物館などの入場料や、密を防ぐためのバスの増車に伴う費用及び宿泊での修学旅行が中止となったことによる宿泊費などのキャンセル料につきまして、国の地方創生臨時交付金及び岐阜県の日帰り修学旅行支援事業費補助金を活用した修学旅行追加費用等補助金ということで新規計上をしたものでございます。

8ページの上段の予備費につきましては、補正額の調整のための9,000円を減額させていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第19号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第19号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第19号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、報告第19号 専決処分承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第6 議案第53号から日程第8 議案第55号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第6、議案第53号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第55号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第53号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉村尚奨学基金を創設するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第54号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第55号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、地方税における延滞金の割合の名称が改正されたことに伴い、この条例を定めるものでございます。

以上の詳細につきまして、議案第53号は企画部長から、議案第54号及び議案第55号につきましては市民環境部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第53号の補足説明を洞口企画部長に求めます。

洞口企画部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、議案第53号 本巣市基金条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の2ページを御覧願いたいと思います。

まず、改正の理由でございますが、学力が優秀であり、かつ経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金への活用を目的とした寄附金を今年度5月に受領したところでございますが、寄附者の意思に基づきまして、本寄附金を原資といたしまして、奨学金を交付するための資金に充てるため、吉村尚奨学基金を創設するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、吉村尚奨学基金を創設するに当たりまして、本巢市基金条例第2条の表を改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第54号及び議案第55号の補足説明を久富市民環境部長に求めます。

久富市民環境部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

それでは、まず議案第54号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案説明資料、本巢市議会定例会議案の概要の6ページを御覧ください。

1の改正趣旨でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に公布されたことに伴いまして、本巢市の国民健康保険税の負担水準につきまして、改正による影響や不利益が生じないようにする必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)の第23条関係、国民健康保険税の減額でございますが、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を現行の33万から43万円と10万円を引き上げるとともに、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は改正後において多くの世帯が国民健康保険税の軽減措置に該当しなくなることから、その影響をなくすため被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

(2)の附則、第6項関係の改正では、公的年金等に係る国民健康保険税の課税特例において、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定に条文を整備するものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例改正の施行期日は令和3年1月1日でございます。

また、(2)の適用区分でございますが、改正後の本巢市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

次に、議案第55号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の概要の10ページを御覧ください。

1の改正趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、地方税における延滞金の割合の名称が見直されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

附則第2条関係、延滞金の割合の特例でございますが、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しに合わせて、延滞金の割合の名称、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるほか、条文の用語を整備するものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例改正の施行期日は令和3年1月1日でございます。

また、(2)経過措置といたしまして、改正後の本巢市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第54号及び議案第55号の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第53号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は総務企画委員会に付託することに決定をいたしました。

議案第54号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

議案第55号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第56号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、議案第56号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第56号 財産の無償譲渡について（通称 浅木北町公園）についてでございます。

市が所有し、自治会が管理する地区公園敷地について、当該地区地縁団体に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第56号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第56号 財産の無償譲渡（通称 浅木北町公園）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の12ページ及び議案の概要のこちらも12ページでございますが、お開きいただきたいと思っております。

通称浅木北町公園の土地につきましては、昭和55年12月1日、宅地開発に伴いまして土地所有者、3名の共有でございますが、から旧真正町に2筆の寄附を受けました土地の1筆及び昭和58年12月6日に寄附を受けましたもう一筆の土地と、宅地開発内にございました政田字北河原2500番2との交換により真正町が取得いたしました土地でございます。この土地につきましては、これまで地区公園敷地として市が所有し、浅木北町自治会が管理しております土地でございます。

なお、浅木北町につきましては、平成19年4月24日に地方自治法第260条の2第1項に規定いたします地縁による団体、浅木北町自治会が設立されておまして、令和2年10月2日に当該市有財産の譲与申請が提出されましたので、当該地縁団体へ無償譲渡するものでございます。

無償譲渡いたします財産につきましては、1筆目が土地の所在でございますけれども、本巢市政田字北河原3047番10、地目につきましては宅地でございます。地積につきましては83.19平方メートル。

2つ目の土地でございますが、所在でございますがこちらも政田字北河原2500番2、地目につきましては雑種地でございます。地積につきましては25平方メートルでございます。2筆合わせまして108.19平方メートルでございます。

無償譲渡の相手方につきましては、本巢市政田3047番地30、地縁団体の代表でございます浅木北

町自治会の代表 山田住夫氏でございます。

なお、議案の概要の13ページから17ページにつきましては、無償譲渡いたします土地の位置図、現況写真及び地縁団体の認可の告示の写しが添付してございますので、御覧いただきたいと思ます。

補足説明は以上とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、委員会付託を省略したいと思ますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第56号 財産の無償譲渡については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第10 議案第57号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第10、議案第57号 損害賠償請求調停申立事件の損害賠償額を定め和解することについてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第57号 損害賠償請求調停申立事件の損害賠償額を定め和解することについてでございます。

損害賠償請求調停申立事件について、損害賠償額を定め和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第57号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第57号 損害賠償請求調停申立事件の損害賠償額を定め和解することについて補足説明をいたします。

お手数でございますが、議案書13ページを御覧いただきたいと思います。

本件は、本巢市（相手方）と有限会社オハナ（申立人）との間で調停中の令和元年（ノ）第86号損害賠償請求調停申立事件の和解を岐阜簡易裁判所において成立させるため、議会の議決を求めるものでございます。

1. 申立人は、岐阜市早田東町三丁目49番地、有限会社オハナ、代表取締役 栗野淳氏でございます。

2. 和解条項としましては、(1)相手方は、申立人に対し、本件における損害の賠償金として、147万916円の支払い義務のあることを認め、和解成立後1か月の日付で支払うこと。

(2)申立人は、相手方に対するその余の請求を放棄すること。

(3)申立人と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権、債務関係も存しないことを相互に確認すること。

(4)調停費用は、各自の負担とすることでございます。

それでは、本事件の概要を御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案の概要18ページをお開き願います。

事件の概要といたしましては、申立人が本巢市曾井中島に所有する家屋番号1717番の居宅、家屋番号1717番の2の作業場、1717番の宅地において発生した地盤沈下の原因が、当該土地の南側に接している本巢市管理の用悪水路の構造物（擁壁）が水路側に傾き、その隙間から宅地側基礎下部の土砂の流出が原因であると主張し、当該水路は通常有すべき安全性を欠いており、公の営造物の設置または管理に瑕疵があったものであるから、損害を賠償すべき責任があると本巢市を相手方に損害賠償請求の申立てがなされたものでございます。

調停の過程につきましては、令和元年6月7日に岐阜簡易裁判所に損害賠償請求調停申立てがされました。

次ページを御覧ください。

損害賠償請求調停申立事件箇所図で、所在が本巢市曾井中島字下川原1717番地でございます。

次に、22ページを御覧ください。

損害賠償請求調停申立ての申立ての原因として、第1. 当事者の申立人は、平成17年9月16日に申立人以外の者が競売により落札し、所有者となっているが、合意により実質的な所有者は申立人

にあった。

第2. 経緯として、申立人は、平成18年頃、本市に対して本件水路の修繕を求めたことがあった。次のページを御覧ください。

申立人は、平成28年頃、建物の状況を確認したところ、地盤沈下が生じていることが判明したため、その原因として、本市の水路の擁壁の修繕が不十分であったために本件土地から土が流出したとして、本市に対して状況の確認と修繕を求められました。

第3. 責任原因として、本件水路の擁壁が傾斜して擁壁間に隙間が生じており、その修繕が不十分であった。

第4. 損害として、本件土地上の間知ブロック並びに本件建物1及び建物2に被害が生じているとし、間知ブロックの修復に要する費用183万6,000円（税込み）と、次のページを御覧ください。本件建物1の解体工事に要する費用518万4,000円（税込み）、合計702万円を支払うことと調停を求めたものでございます。

次に、35ページを御覧ください。

本市といたしましては、令和元年7月22日に岐阜簡易裁判所に申立てに対し、相手方主張書面(1)を提出し、令和元年7月29日に第1回調停において本市の主張を行いました。

次のページを御覧ください。

2. 地盤沈下の原因についての検討として、(1)水路に挟まれた土地であることから、地盤の状況はあまりよくなかった。(2)盛土造成の際の締め固め不足から生ずる圧密沈下であると考えているところでございます。

次に、37ページを御覧ください。

3. 相手方の負担すべき損害として、(2)南面の間知ブロック積みの損傷については、間知ブロック積みの基礎の根入れが浅いことが原因ではあるが、本市が水路、河川擁壁の修繕を速やかに行わなかったことから間知ブロック積みの損傷が進行してしまったことは否定できず、その部分において公の営造物の設置、管理の瑕疵が存したことを認め、この瑕疵による損害として(1)東西面角2列までのブロック積みの取替え、(2)南面間知ブロック積みのやり替え費用147万916円を支払うことを表明し、主張したものでございます。

また、第1回調停時に調停委員から第2回調停期日により、瑕疵の範囲を決定した詳細な説明を求められました。

次に、議案の概要の18ページにお戻りください。

令和元年9月30日、第2回調停において間知ブロック積みの修復については、水路修繕完了までの間に進行した間知ブロックの損傷部に限定した範囲であることを説明しております。その後、令和元年12月9日、第3回調停、令和2年2月5日、第4回の調停においても双方の主張に対し相入れず、当方より調停委員へ当方の主張する本件による損害賠償額で調停が成立しなければ、最終調停で不調するとの申出をしたところ、最終調停前に申立人より当方の損害賠償額で和解する旨の意向が示されました。令和2年9月28日、第5回調停において当方の和解案を提出いたしました。

39ページを御覧ください。

令和2年10月12日に和解案の内容を一部修正し、再提出した和解案であり、修正内容につきましては申立人は承諾済みであり、和解により調停を成立させようとするものであります。

次のページにつきましては、本市の主張する本件における損害賠償額の積算でございます。

再び議案の概要の18ページにお戻りください。

5. 損害賠償金額は記載のとおりで、賠償金につきましては全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏑本議員。

○8番（鏑本規之君）

今、るる説明を伺ったところでありますけれども、その中で市のほうから和解案を出したというふうに聞き取れたわけでありまして。私が思うに、この案件については5回ほど調停をやっているということでありましてけれども、この案件について、その前にこういう事案があるということについては、議会のほうに何ら報告もなかったし、また何もなかったという中において、この5回にわたる調停がなされ、そしてこちらのほうから和解案を提出したというふうに聞いておるわけでありましてけれども、私としては到底同意できる話ではないなあという思いをしております。

理由としては、この案件は競売によって購入されたものというふうに聞いております。もし違っておったら訂正のほどをお願いするわけですが、仮に不動産屋から購入したとしても、その現状を承知の上で買ったわけでありまして、当然購入価格はその分低く設定されていたはずであります。それを安く買って、補償金をもらって、またなおかつその家を壊すから解体費用を市に出せというのは、どう見ても筋の通らない話であろうというふうに思っております。

また、私としては何を根拠に、またそういうことを主張しなかったのか。調停の中において、地盤が沈下している、また家屋がかたいでいる等々を承知の上で買ったのであれば、何ら市がそれを補填する必要はないと思っております。そういうようなことを含めまして、内容についてももう少し詳しく知ることが必要であろうというふうに思っております。これは、いつ発生をし、いつこの損害賠償請求をされた方が購入したのか、期日が分かればお願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

今回の本件の家屋につきましては、建物につきましては建物の登記簿等によりますと、平成4年9月18日に建築されておるということで登記簿上確認を取っております。その後、その登記簿によ

りますと、まず平成4年に、ある方が建物を所有権保存登記されて、その後、先ほどありました平成17年2月21日に財団法人公営住宅融資保証協会による差押えが行われ、その後、同年9月16日に担保不動産競売ということで、今回の所有となられた。また、その者がその後、平成27年8月28日に有限会社オハナに売却したということで、登記のほうに記載されておるといふことでございます。

○議長（黒田芳弘君）

鏝本議員。

○8番（鏝本規之君）

この建物は、もともとが建てる時にどういう状況で、またそういう軟弱な場所、水路の近くであるといふことはもう当然分かっていたはずなんです。そして、建てて数年たった後において、この物件が売りに出たという経緯があります。私も興味がありましたので、見に行った経緯があります。もうその時点から家は傾き、買手がなかったというのが現実であります。

そういう案件について、当然内容を精査して競売で買ったということになるとするならば、その後のその分はもう当然引かれていて、先ほども言ったように、と思っておりますので、この案件については当委員会のほうで、またとことん協議すべきだと思っておりますので、また産業建設委員会、また裁判等になれば総務等々でとことん議員各位で審議をしていただくことをお願いして終わります。

○議長（黒田芳弘君）

ここでの答弁はよろしいですね。

○8番（鏝本規之君）

よろしいです。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を45分からお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（黒田芳弘君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第11 議案第58号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第11、議案第58号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第58号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についてでございます。

美濃市が令和3年3月31日をもって、岐阜地域児童発達支援センター組合から脱退するため、同組合の規約の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第58号の補足説明を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、議案第58号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の本巢市議会定例会議案の概要41ページを御覧いただけますでしょうか。

岐阜地域児童発達支援センター組合は、肢体不自由児や運動発達に支援が必要な就学前の児童が保護者とともに通って、診療、保育、リハビリテーションなどを行うことにより、日常生活に必要な知識・技能を習得し、集団生活に適応することができるよう支援し、将来の自立と社会生活力の向上を図ることを目的に、昭和52年4月に8市4町の12市町村で設立されました。一部事務組合でございます。

なお、構成市町につきましては、平成28年3月31日に美濃加茂市が脱退、令和2年3月31日に加茂郡八百津町が脱退され、現在は7市3町により運営管理がされております。

まず、1の趣旨でございますが、今回、組合構成団体であります美濃市が、平成10年度以降、美濃市児童の通所がないことから、令和3年3月31日をもって同組合から脱退することの申入れがあったため、地方自治法第286条の2第2項の規定により、岐阜地域児童発達支援センター組合規約を変更する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正内容でございますが、(1)の2条関係は、組合を構成する地方公共団体から美濃市を

削除するものでございます。

(2)第5条関係、組合の議会の組織及び議員の選任方法では、美濃市の脱退に伴い、組合議会議員定数を2人削減し、18人とするものでございます。

また、3の施行期日でございますが、令和3年4月1日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

この脱退の件については、私が議長の時もありました。その中でお聞きすることは、負担割合が1つ減ることによって負担割合が増えるのかということと、もう一点は、利用する人がいないということが原因で脱退という形を取られるんですけれども、この本巢市においては、規定の2名だったか、3名だったかよく分かりませんが、一応枠内で利用しておることなのかお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

質疑について、高橋健康福祉部長に答弁を求めます。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

現在、令和2年度の数字でございますが、本巢市では2名、12か月でございますので延べ24名の御利用がございます。負担としましては、人口割と利用者割というので負担がございまして、現在本巢市の負担は、人口割が37万8,000円、利用者割が214万3,000円ということで、参考でございますが、美濃市の令和2年度の負担割合は23万1,000円、これは人口割の部分だけでございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第58号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第12 議案第59号から日程第16 議案第63号まで（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第12、議案第59号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第7号）についてから日程第16、議案第63号 令和2年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第59号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,637万9,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものいたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、市の教育環境の推進に対する寄附金の新規計上、繰入金の増額等でございます。

また、歳出の主なものいたしましては、新型コロナウイルス感染症対策及び市民の利便性の向上を図るため、住民票等の証明書を全国のコンビニエンスストアにおいて交付ができるようにする住民票等コンビニ交付サービス導入事業の新規計上、新たに吉村尚奨学基金を創設することに伴う積立金の新規計上等でございます。

次に、議案第60号 令和2年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を増額するものでございます。

歳入といたしましては、前年度繰越金の増額、一般会計繰入金の減額でございます。

また、歳出といたしましては、高齢者医療制度見直しに伴うシステム改修委託料の新規計上でございます。

次に、議案第61号 令和2年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万1,000円を増額するものでございます。

歳入といたしましては、前年度繰越金の増額、一般会計繰入金の減額でございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、人事異動に伴う職員給与費の増額等でございます。
次に、議案第62号 令和2年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。
収益的支出につきましては、歳出に2,797万4,000円を増額するものでございまして、浄水場施設等の修繕及び管路修繕の必要箇所増加に伴う修繕費の増額、企業債の利率見直しに伴う支払利息の減額等でございます。

資本的支出につきましては、歳出に189万1,000円を増額するものでございまして、企業債の償還金の増額でございます。

次に、議案第63号 令和2年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。
収益的収入及び支出につきましては、歳入歳出それぞれに84万7,000円を減額するものでございます。

収入としたしましては、一般会計補助金の減額でございます。

また、支出としたしましては、利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う企業債利息の減額でございます。

資本的収入・支出につきましては、歳入歳出それぞれに39万2,000円を増額するものでございます。

収入としたしましては、一般会計補助金の増額でございます。

また、支出としたしましては、利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う建設企業債元金償還金の増額でございます。

以上、詳細につきまして、議案第59号は副市長から、議案第60号は市民環境部長から、また議案第61号から第63号までは上下水道部長からそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第59号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第59号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足説明をさせていただきます。少し長くなりますが、御容赦をいただきたいと思います。

恐れ入りますが、議案のつづりの15ページの次のページにございます補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,637万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億5,017万8,000円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

第2表といたしまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

住民票や印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストアで交付できるようにするための住民票等コンビニ交付サービス導入事業につきまして、今補正予算（第7号）に新型コロナウイルス感

感染症対応地方創生臨時交付金を活用したシステム導入などの関連経費に係る歳出予算を計上させていただいているところですが、その導入には1年余りの期間が必要となりますことから、併せて繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

第3表といたしまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

保育士や幼稚園教諭につきましては、その人材確保に努めているところですが、正規職員や会計年度任用職員としての雇用が大変困難な状況が続いておりますことから、人材派遣業者との派遣委託契約により、早期に新年度の保育士等を確保することを目的といたしまして、本年12月以降に派遣契約を締結するため、令和3年度保育士等派遣事業といたしまして、限度額7,000万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書により御説明を申し上げます。

まず、上段の国庫支出金、国庫補助金の2目民生費国庫補助金、補正額19万8,000円につきましては、税制改正に伴う高齢者医療制度の見直しのためのシステム改修に係る高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の新規計上でございまして、補助率は10分の10でございます。

その下の8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正額1,924万8,000円につきましては、国の2次補正予算におきまして増額されました交付金4億7,296万6,000円のうちの1,924万8,000円でございます。繰越明許費の補正で御説明をいたしました住民票等コンビニ交付サービス導入事業に743万円、災害時における避難所での電源確保を図るための蓄電池や充電用ソーラーパネルの防災用備品購入事業に718万円、新型コロナウイルス感染症の影響により、当たり前であったはずの宿泊での修学旅行が奪われた小学6年生及び中学3年生に対し、それぞれ1人当たり2万円の旅行券を交付し、修学旅行ができなかった代わりに思い出をつくっていただくための修学旅行思い出づくり支援事業に352万2,000円、全小・中学生に対応予定のタブレット端末を安全に持ち運ぶためのインナーケース購入費に111万6,000円をそれぞれ見込むものでございます。

この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今回の1,924万8,000円の補正により、国の1次、2次合わせた地方創生臨時交付金の交付限度額6億1,804万6,000円全てを予算上充用することとなりました。

しかしながら、今までに計上させていただきましたいずれの交付金活用事業につきましても、不用額が見込まれることから、今回の対象事業における補正額につきましては、地方創生臨時交付金を有効に活用する観点から、調整のため、交付金の充当残を一般財源により賄った予算配分とさせていただいております。

次に、中段の県支出金、県補助金の2目民生費県補助金304万9,000円につきましては、保育園及び留守家庭教室などにおける新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品等の購入費に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金でございます。

その下の4目農林水産業費県補助金、補正額380万円のうち、一番上の細節053野生鳥獣保護管理

推進事業補助金、補正額150万円につきましては、ニホンジカによる被害抑制のための必要捕獲頭数が県全体の目標値に達していないことから、本市への100頭の追加配分があり、それに対する1頭当たり1万5,000円の補助金の増額でございます。

その下の細節072スマート農業技術実証農場設置事業費補助金、補正額214万円につきましては、新型コロナウイルス感染症により、それに伴う入国制限等による労働者不足を解消するためのスマート農業技術の効果を実証するための機械導入に対する県補助金の新規計上でございます。補助率は機械購入費の4分の3でございます。

その下の細節073農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金、補正額16万円につきましては、豪雨災害や台風災害などの気象災害が多発している中、既存の農業ハウスの補強を行うための費用に対する県補助金の新規計上でございます。補助率は工事費の2分の1でございます。

下段の寄附金の5目教育費寄附金、補正額1,000万円につきましては、旧真正町出身の故人の御遺族から市の教育の推進に役立てていただきたいとの申出による寄附金の計上でございます。

10ページをお開き願います。

上段の繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のための6,000万円の増額をお願いするものでございます。

その下の諸収入の7目雑入の補正額8万4,000円につきましては、農地貸付契約の中途解約に伴う農地中間管理機構集積協力金の返還金でございます。

次に、11ページを御覧願います。

ここからは、歳出の事項別明細書でございます。

まず、一番上の総務費、戸籍住民基本台帳費の1目戸籍住民基本台帳費、補正額3,074万2,000円につきましては、繰越明許費の補正で御説明をいたしました住民票や印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストアで交付できるようにするための住民票等コンビニ交付サービス導入事業といたしまして、システム導入委託料2,406万7,000円とコンピューター機器購入費667万5,000円の新規計上でございます。地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

中段の民生費、社会福祉費の6目後期高齢者医療費274万9,000円の減額につきましては、歳入で御説明いたしました税制改正に伴う高齢者医療制度の見直しのためのシステム改修に係る後期高齢者医療特別会計繰出金19万8,000円の増額を含め、後期高齢者医療特別会計における前年度繰越金の増額に伴う一般会計からの繰出金の減額でございます。

下段の民生費、児童福祉費の1目児童福祉総務費、補正額159万9,000円及び3目の保育園費の補正額145万2,000円につきましては、歳入で御説明をいたしました県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用した各保育園及び各留守家庭教室などにおける新型コロナウイルス感染症対策のための使い捨て手袋の購入に伴う消耗品費と加湿空気清浄機の購入に伴う施設用備品の新規計上でございます。

12ページをお開き願います。

上段の衛生費、清掃費の4目下水処理費909万4,000円の減額につきましては、主に農業集落排水

事業特別会計における前年度繰越金の増額に伴う一般会計からの繰出金の減額でございます。

中段の農林水産業費、農業費の3目農業振興費、補正額542万9,000円のうち、7節報償費の個体数調整捕獲報償金150万円と、12節委託料の個体数調整捕獲事業委託料162万9,000円につきましては、歳入で御説明をいたしましたニホンジカによる被害抑制のための100頭分の追加配分に伴う1頭当たり1万5,000円の報償金と市猟友会への処分等に対する委託料でございます。

また、10節需用費の食糧費1万5,000円と、11節役務費3万6,000円及び18節負担金、補助及び交付金224万9,000円につきましては、歳入で御説明をいたしましたスマート農業技術の効果を実証するための機械導入に対するスマート農業技術実証農場設置事業費補助金208万9,000円と、その実証農場で得られたデータや成果を普及するための研修会の開催経費でございます。

また、同じく歳入で御説明をいたしました農業用ハウスの補強を行うための費用に対する農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金16万円のそれぞれ新規計上でございます。

下段の土木費の1目下水道費、補正額45万5,000円の減額につきましては、企業債の利率見直しに伴う下水道事業会計補助金の減額でございます。

13ページを御覧願います。

上段の消防費、5目災害対策費、補正額2,973万5,000円につきましては、歳入で御説明をいたしました災害時における避難所での電源確保を図るための備蓄品や充電用ソーラーパネル購入に伴う防災用備品でございまして、地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

中段の教育費、教育総務費の2目事務局費、補正額1,460万円につきましては、歳入で御説明をいたしました中学校思い出づくり支援事業に伴う旅行券購入に伴う消耗品費でございまして、こちらも地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

その下の4目吉村尚奨学基金費、補正額1,000万円につきましては、歳入の寄附金で御説明をいたしました旧真正町出身の故人の御遺族から市の教育推進に役立てていただきたいとの申出による寄附金を活用し、新たな奨学金制度を設けるとともに、その原資となる寄附金1,000万円を吉村尚奨学基金に積み立てるものでございます。

なお、この吉村尚奨学基金の設置につきましては、今定例会に補正予算と併せ基金条例の改正をお願いしているものでございます。

下段の小学校費、1目学校管理費、補正額287万2,000円と、14ページの上段、中学校費、1目学校管理費の補正額176万3,000円につきましては、歳入で御説明をいたしました全小・中学校に対応予定のタブレット端末を安全に持ち運ぶためのインナーケース購入に伴う消耗品でございまして、地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

その下の社会教育費、3目の公民館費、補正額889万4,000円につきましては、本巢公民館の空調設備の故障に伴う施設改修工事費の計上でございます。

3段目の諸支支出金の1目諸費、補正額17万6,000円につきましては、前年度の国庫補助負担金等の令和元年度の額の確定に伴う還付金の増額でございます。

一番下の予備費につきましては、財源調整により141万5,000円を増額させていただくものでござ

います。

以上、補足説明とさせていただきますが、この予算書のほか、議案の概要の補正予算（案）の概要につきましても改めて御覧いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

議案第60号の補足説明を久富市民環境部長に求めます。

久富市民環境部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

それでは、議案第60号 令和2年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条の補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,319万8,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございますが、6ページを御覧ください。

4款1項1目一般会計繰入金274万9,000円の減額及び5款1項1目の繰越金294万7,000円の増額につきましては、令和元年度からの繰越金の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧ください。

1款1項1目の一般管理費の補正額はゼロ円でございますが、歳入で御説明いたしました繰越金の確定によります財源調整141万5,000円でございます。

1款2項1目の徴収費、補正額19万8,000円につきましては、先ほど一般会計補正予算で御説明させていただきました平成30年度税制改正への対応といたしまして、令和3年度からの住民税基礎控除額等の見直しに対応したシステム改修を行うための増額及び繰越金の確定によります財源調整133万4,000円をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第61号から議案第63号までの補足説明を翠上下水道部長に求めます。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、議案第61号 令和2年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ99万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,999万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正予算書の事項別明細書にて御説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入の4款1項1目一般会計繰入金で909万4,000円の減額をお願いするものでございます。これは、次の5款1項1目繰越金が当初予算に比べ、決算額が1,008万5,000円増額となったことによるものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

歳出の1款1項1目一般管理費、2節の給料から4節の共済費までは、4月の人事異動により増額をお願いするものでございます。2節の給料で33万8,000円、3節の職員手当等で26万2,000円、4節の共済費で51万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、2款1項の公債費につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴い、1目の元金で補正額10万8,000円の増額、2目の利子で23万5,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第62号 令和2年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第2条、収益的支出につきましては、その総額に2,797万4,000円を増額し、収益的支出の総額を8億9,697万4,000円とするものでございます。

第3条、資本的支出につきましては、その総額に189万1,000円を追加し、資本的支出の総額を7億8,826万9,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

実施計画書にて御説明をさせていただきます。

収益的支出につきましては、1款1項1目の原水及び浄水費を1,019万2,000円増額するものでございます。これは、浄水場などの機械設備の緊急修繕の実施に伴い予算が不足するために増額補正をお願いするものでございます。

1款1項2目の配水及び給水費につきましては、2,100万円を増額するものでございます。これは、給排水管の漏水に伴う緊急修繕工事の実施に伴い予算が不足するため、増額をお願いするものでございます。

1款1項5目の総係費につきましては、68万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、4月の人事異動に伴う給料、手当、法定福利費の増額をお願いするものでございます。

1款2項1目の支払利息の420万2,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴いまして支払利息の減額によるものでございます。

1款3項1目のその他特別損失では、30万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和元年度の消費税確定申告におきまして特定収入割合が5%未満であったため、特定収入の消費税補正額控除を行わなかったことにより国庫補助金に対する消費税相当額の返還が必要となったため、増額をお願いするものでございます。

なお、収益的支出の財源につきましては、現金預金を充てる予定でございます。

続きまして、資本的支出につきまして御説明をさせていただきます。

1 款 2 項 1 目企業債償還金189万1,000円の増額につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴います企業債償還元金の増額によるものでございます。

なお、資本的支出の財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填する予定でございます。

次に、議案第63号 令和2年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び収益的支出の総額からそれぞれ84万7,000円を減額し、収益的収入、収益的支出の総額をそれぞれ3億9,415万3,000円とするものでございます。

また、第3条、資本的収入及び資本的支出につきましては、総額のそれぞれに39万2,000円を追加し、資本的収入の総額を1億2,378万6,000円、資本的支出の総額を1億5,716万5,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

特例的収入及び支出につきまして、当初予算では未収金2,514万7,000円、未払金4,145万2,000円としておりましたが、9月に決算が確定しましたので未収金が2,718万4,000円、未払金が4,098万4,000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。

実施計画書にて御説明させていただきます。

収益的収入の1款2項1目他会計補助金及び収益的支出の1款2項1目支払利息につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴いまして84万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、資本的収入の1款2項1目他会計補助金及び資本的支出の1款2項1目建設企業債元金償還金につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴い39万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第59号を議題といたします。

お諮りします。議案第59号については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、以上のとおり、それぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定をいたしました。

議案第60号を議題とします。

お諮りします。議案第60号については、委員会付託を省略し、文教福祉委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略し、文教福祉委員会において協議することに決定をいたしました。

議案第61号を議題といたします。

お諮りします。議案第61号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定しました。

議案第62号を議題といたします。

お諮りします。議案第62号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定しました。

議案第63号を議題といたします。

お諮りします。議案第63号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定をいたしました。

日程第17 議員派遣について

○議長（黒田芳弘君）

日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

11月26日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午前11時31分 散会